



指名停止について

記者発表資料

令和7年7月4日

～美ら島の未来を拓く～

沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

令和7年7月4日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 森 明彦
契約管理係長 宮良 長幸

TEL 098-866-0031（内 2356、2541） 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 城間 直志
専門職 照屋 華乃子

TEL 098-866-0031（内 81321、81324） 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
関電ファシリティーズ株式会社	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号

2. 指名停止措置期間 :

令和7年7月4日～令和7年10月3日（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

当該業者は、平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に、技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士）を取得したため当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたとして、令和6年12月19日付けで建設業許可部局（大阪府）より指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（※別表第2第14号（イ）を準用）に該当する。

○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2 抜粋

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内
14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 当局の所属担当官 ロ 当局の所属担当官以外の関係省庁の所属担当官	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内※ 1ヶ月以上9ヶ月以内